

## 非常勤の役員に対する報酬及び費用弁償支給規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人敬慈福社会の非常勤の理事、監事、評議員（以下役員という）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を規定する。

第2条 非常勤の役員が職務のため業務に従事したときは、費用弁償として一日につき 5,000 円（税引き後の手取額）を支給する。尚、理事長が業務打合せ等に来園したときは 2,500 円（税引き後の手取額）を支給する。但し、予算の都合で減額支給することが出来る。

### (費用弁償)

第3条 非常勤の役員が勤務のため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。（常勤役員が随行したときは同額を支給する）

(1) 交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の実費とする。

(2) 日当は、旅行中の日数に応じ別表に定める額により支給する。

(3) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ別表の額を上限とした実費を支払う。ただし、研修主催者によって宿泊場所が指定されている場合や繁忙期等、特殊な事情でやむを得ず上限を超える場合は園長の裁量により決定する。

### 別 表

単位：円

区 分	日 当		宿 泊 費	
	県 内	県 外	県 内	県 外
非常勤の役員	5,000	5,000	13,100	15,000

### 附 則

この規定は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から適用する。

この規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

この規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

この規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

この規定は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

この規定は、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

この規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

この規定は、平成 2 2 年 3 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 2 9 年 2 月 2 4 日から適用する。

この規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。